

平成22年度
第2回 事務所移転検証委員会

平成22年6月18日（金）

【議事録（要録）】

（財）武蔵野市福祉公社

（社福）武蔵野市民社会福祉協議会

平成 22 年度 第 2 回 事務所移転検証委員会 【議事録（要録）】

1 日 時 平成 22 年 6 月 18 日（金）

午後 6 時 00 分から午後 8 時 00 分まで

2 会 場 かたらいの道 市民スペース
（武蔵野タワーズ スカイクロスタワー）

3 委 員	委員長	前川 智之	（出席）
	委員長職務代理	黒竹 光弘	（出席）
	委 員	青山 伸一	（出席）
	委 員	谷 明彦	（出席）
	委 員	平澤 千鶴子	（出席）

4 議 事

資料説明（略）

○委員長

やはりその不透明感というところと、災害時、何か災害が起こったときのボランティア活動支援とか、非常に重要なことも要望書で上がっている。私が以前に言ったが、BCP といって、ビジネス コンティニューイティープラン（BCP；business continuity plan 事業継続計画）という、災害時に公的機関がいかにかその活動を続けられるかが非常にキーになる。災害に対しての備えとか対応策も含めて、建物はどうあるべきか、ということも議論の中に入れなくてはいけないなと感じました。

これはまだ整理されていないので、次回までわかりやすいように要点を整理していただいたほうがいいかなと思う。

○福祉公社常務理事 はい。

○委員長 2 番、第一回検証委員会から出た課題について、お願いします。

○福祉公社常務理事 資料説明（略）

○委員長 陳情書にも上がっているように、前線で働いている方の意見も取り入れていただいて、意見をよく聞いていただきたいと思う。

まず私は「誰のための施設なんだ」ということを明確にして、その働く人たちにとって、一番働きやすい環境というのはどういうものか、というのをやはり議論しなくてはいけないのかなというふうに感じる。

○D 委員 移転することによって業務が滞る、金融機関がないとか交通も不便とか、そういうことを非常にお話しされている。

この三者協定というのが作られた経緯はどうしてなのか。それから、4 つの基本的事項、こういうものはどこで決定されたのか、それが不透明な部分。それぞ

れの業務内容から言うと、共通点がないという意見がすごく多い。全然業務が違うものが何で一体で移らなければいけないのかというところの議論がない。別々だったらもう少し小さなところでも良いのではないかという意見もあるぐらいなので、その辺から明らかにしていただけないか。

- 福祉公社常務理事 4つの基本原則については、1月6日に公社、社協、市の関係職員を集めまして業務方針を掲げております。この中で、プロジェクトも発足しております。

この4つの基本原則についての確認は、市、公社、社協の三者間の確認で行われたものでございます。

それからあと、三者協定の経緯でございますけれども、特にファイナンスの在り方というのは非常に問題になると思っております。今まで事務所については、全面的に市から家賃について肩代わりされて、実際に我々二法人が使っているという状況でしたけれども、将来的に市も含めたスキームというのを確立した上でないと、それぞれ法人の決定ができないと考えておりました。それでその事前の時点で三者協定を結んだという経緯がございます。

ただ、当然この三者協定については、それぞれの法人の機関決定をもって初めて有効になるという条項を設けて縛りをかけたものでございます。

- D委員 機関決定を協定書の第5条のところに確かに書かれているのだけれども、理事会、評議員会では決定はまだされてないのですよね。

- 福祉公社常務理事 そうです。

- A委員 一応前回といいますか事前配付された資料だけを見たという前提でお話しさせていただきたいんですけれども。まず、今回のこの事務所の移転問題で、関係者の方々のご理解が十分に得られていない問題点として主に4つぐらいが考えられると思う。まず1つは、情報伝達の遅れと、関係者に対する相談の不備。2番目として場所の問題。これに対する不安とか不満がある。3番目として、両法人が拠出する3億円のお金のスキームについての不安ないしは不満がある。4番目、今回対象となる土地所有者が市の委託業者であるという関連性から出てくる不透明感。この4点につきまして、もう一度法人の理念や考え方に立ち戻って考えていったらいかがか。

私はこの両法人が目指すところというのは「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける豊かな福祉社会の実現」と考えている。この目的を達成するためには、行政及び両法人、活動を支援してくださっている方々の三者が共通理解、共通認識を持って事に当たっていくことが大変重要ではないか。

しかしながら、法人首脳の方々は、「法人の責任の問題であり、いたずらに市民の方々や職員の方々に不安を煽るようなことをすべきではない」という認識のもとに進めていかれたと思うが、一方で、職員の方とか市民の方々は、「それは

ないだろうと、自分たちのことを無視するなよ」というようなお気持ちが非常に強く出て、今回陳情等に繋がっていったんじゃないかな、というふうに思う。

今回そういった観点に立って考えた場合に、まずもってその考え方とか行き違いを謙虚に受け止めて、もう一度関係者との共通認識、共通理解を深めるということによって各種手を尽くされることが必要だと思うんです。その一環として関係者の方にアンケートをとったり、意見交換したり、これは正当に評価されるべきものだというふうに思うわけなんです。ただそこで1つ注意しなくちゃいけないのは、聞きっ放しでいるのではなくて、お互いにキャッチボールしながら話を詰めていくことです。

そういう活動のビジョンをお互いに共有しながら、1つの事務所移転に対するコンセプトを築き上げていって共通認識、共通理解の上でお話を進めていかないと、前へ進まないのではないかな。

○D委員 公社と社協の理事さんとか評議員の方々は意見がまとまってない。それから、公社と社協の職員の方の温度差もかなり感じる。同じ公社であっても、地域によって、センターもまた認識が違う感じがする。これはやはり皆さんできちんとお話をした上で、どこかで機関決定せざるを得ないと思う。

○福祉公社理事長 ただ1点補足させていただきますと、3月の段階で陳情が議会に出されたことに伴って市議会の厚生委員会を、例外的に予算委員会の合間を使ってもう一回開いていただきました。そこで、今後の道筋である検証委員会を立ち上げ、代案を含めた形での検討をするというルールを敷かせていただいたんです。

そのため、同時に市民社協、福祉公社の両団体は、理事会、評議員会で同時に議論をしておったんですけれども、市議会のそうした一定の方向性を出していただいたということを大変重く受け止めて、理事会、評議員会では結論は保留したのです。一定程度、機関決定までもっていきける状況にあり、福祉公社なんかは特に理事の中には現行案でいくべきだという考え方をお示しの方もいましたし。そこで、実態としては3月の議会での動きなども含めて、もう一度これは検証していく必要があるだろう、ということで機関決定を保留していただいています。継続の審議でずっと今まできておるところです。5月においても継続という取り扱いをさせていただいております。

○委員長 いろいろな人の意見を聞いていますと、社協、公社のあるべき姿とか、社会福祉に対する姿勢とか、そういうところの議論と、単純に場所という議論がどうもごっちゃになっているような気がする。

両方とも進めなければいけないし、両方ともいろいろな方の意見を聞きながら透明性を高くしていろいろな議論を進めなければいけないと思うけれども、整理して、ごちゃ混ぜにならないように決めていただければ良いと思う。

○A委員 両法人は財団とか社会福祉法人の独立した団体ではあるけれども、その活動は行政の施策とリンクする部分もかなりあります。そうした中、事務所移転には将来的なビジョンにも一定の配慮が必要と思われるので、私もその辺の議論を混同せずに関係する組織や諸団体間でもお願いしたいという気がします。

○委員長 3番のほうに移ってよろしいでしょうか。

○福祉公社常務理事 資料説明（略）

○C委員 建設協力金方式は民間の土地に建物を建設し、それを長期賃貸契約で借り受ける方式だということをまず理解する必要がある。

その次に、通常であれば民間の土地に建物を建てて、それを長期賃貸契約の場合は当然大きなお金が必要なので、銀行等から借入れをする。その中では当然借入金利が生じるので、それも賃貸料の中に付加してくる。具体的なメリットとしては、金利分を反映しなく済むので、通常の賃貸料よりは安く済むのではないか。

○福祉公社常務理事 さようでございます。

○C委員 次に問題点だが、契約が長期に渡ることのリスクはあるんじゃないか。ここでA先生という弁護士の方の意見として（資料 02-01 の最後）、抵当権を設定しても賃貸人が売却することは可能になってしまうということによろしいのか。

○福祉公社常務理事 そうですね。

○C委員 「長期間安く借りましょう」という話があったとしても、それは「貸す方がどこかに売却してしまったらおしまいだ」というリスクがある、とここできている。

あと、貸す方としては、公社、社協の仕様に沿って作ってるのだから、20年間、30年間借りてもらわなければ困るというのは当然あるけれども、貸す方のリスクも考えるとそこまでも含めてリスクかな、という気はする。

○B委員 私も同意見です。法的に言えば所有権を譲渡すると契約当事者の地位をそのまま引き継ぐわけではないので、建設協力金という条項の引き継ぎを強制することはできない。もちろん、「契約当事者の賃貸人との間でそれを引き継ぐように努力する」というような条項はもちろん入れられますけれども、譲り受けた第三者を拘束することはできないというのはやはり根本的な法的な問題だ。もちろん協力していただけて、それについて引き継ぐというのが譲り受けた第三者が納得されればいいわけだけれども、強制もできないし、義務付けもできないというところはかなり問題だ。

「建設協力金の出資者の利益を引き継ぐこと」という条項を入れたとしても、あくまで契約的な効力なので、所有権を譲渡されてしまうと、契約違反として損害賠償を問えるというだけの話になってしまうのでかなり難しい問題です。

あと、長期なので、途中で解約した場合、協力金がどうなるか。どちらが解約するかによって通常条項が違ったりすることが多いけれども、相手方が解約した場合については当然償却分というか相殺分を除いた金額は承継し、返金しろという内容はできると思う。こちらが解約した場合、こういうリースバック方式の場合、通常はそれはもう返さなくていいという返金の免除する特約が入っているのが通常だ。それは困りますよね。そういった通常付けられている特約は絶対に排除しなきゃいけない。ちゃんと返していただくというようなところを気をつける。相手方と交渉してそういった条項にしていれば解決すると思う。

あとは、ただ、実際お金は建設資金に使われてしまっているのだから、事実上返してもらえるのかという問題がある。そこで抵当権設定の問題とか共同担保について伺いたいんだけど、読んだ資料によると「一番抵当権をまず設定ができる」ということと、それから賃貸人（現行案）は、その他にも不動産があって共同担保が設定できるという趣旨が読めるような記述があったが、そういう意味なのか。

○福祉公社常務理事 共同担保ではございませんが、ほかに資産がありまして、こちらのほうに金融機関が担保をとって、こちらの八幡町の土地についてはまっさらの状態にするのです。

○B委員 「一番抵当を設定できるのか？」というご質問に関して、今貸主側の方でできるんだというふうに言われたのはそういう趣旨ということですね。

○福祉公社常務理事 はい、そうです。

○B委員 いくら貸主さんがおっしゃっても、普通は、金融機関は絶対一番抵当でなければだめ、貸さないところほとんどなので。そういう意味では別に資産があって、金融機関は第一抵当をとる別の不動産があって、これについては第一抵当がまっさらな状態で付けられるという趣旨ですね。

○福祉公社常務理事 はい、さようでございます。

○B委員 そうですか。わかりました。その点はちょっと気になってはいたところですが、そういう趣旨でしたらよろしいかとは思いますが。

ただ、賃貸人が倒産されるというようなリスクが……。

○委員長 それは逃れられない。

○B委員 倒産したり破産した時に「どこまで回収できるか」という問題がある。一番抵当をとっていたとしても、価値の下落があって、実際の価値をキープできるのかというところはちょっと難しいところだ。

あとは、倒産リスクについての調査状況は、どうなっているのか。

○福祉公社常務理事 これについては、直近の5カ年の財務諸表を比較しまして、それについてやはり税理士さん、専門家の方にも検証していただいたところ、直近の財務状況を見る限り、利益の上昇等も見られるということで、「財務状況としてのリスクはない」というご見解をいただいております。

- B委員 それは報告書とかという形になっているのか。
- 福祉公社常務理事 ございます。あとでお配りしましょうか。
- B委員 そうですね、やはり経営体質の問題とか、やはりそこは非常に気になるところなので実質的な部分も見ていただかないと。単にバランスシートとかだけではちょっと不足している。
- あとは、社協さんの基金規程の関係で「寄附を経常収支、経費に充ててしまっているのか」というようなことだが、基金規程等もお出しただけであればその整合性等の根拠となる。
- 福祉公社常務理事 前回の資料の6の(2)ですね、裏側の部分。①と②とございます。
- B委員 それから、この福祉公社と市民社協の機能等の関係で、権利擁護のために両輪のような形で、一緒に権利擁護の担い手としてやっていかれるということですがけれども、今法人後見というのは何件ぐらい受けているのか。
- 福祉公社在宅サービス課長 通算で50件。今32件です。亡くなられましたので。そのほかに独自の権利擁護事業のご利用者が150名、地域福祉権利擁護事業が2名であります。
- B委員 後見業務で財産管理を行うに当たって、銀行に頻繁に行かなければいけないんですよ。そういった意味で、地域的な問題点が陳情書でも指摘されていたけれども、コストパフォーマンスという意味でも余り離れてしまうとどうなのかな。あとは、権利擁護相談を受けるのに地域性という意味で良いのかどうか、という点からの検討、検証も必要かなと思った。
- それで、あと1点ご質問ですが、前回の配付資料の資料5-4、(4)「建設協力金方式」と「区分所有した場合」のコストの試算というのが2ページ目の表にあが、この借地権というのは「定期借地」ではなくて、「通常の借地権」ということでよろしいんですか。
- 福祉公社常務理事 そうです。
- B委員 定期借地になれば安いけれども、定期借地はいろいろ問題があるので、「相手がそれに応じてくれるかどうか」というところが1つある。場合によっては定期借地が可能なのかどうかについて、コスト比較等もしてみてもどうかなと思う。
- 委員長 今お話の中で、やはり金融機関との連携の関係も比較評価にしっかり入れていただいたほうがいいかなと思う。
- C委員 「現在のある場所と八幡町が利便性が同じ」という前提で多分議論をしてきたかな、と思う。そういう利便性という数字で測れない定性的な部分をどう評価するかというののもちょっと検討しなければいけない。
- 委員長 おっしゃるとおりで、比較評価したときに、定量的にはなりにくく、何

となく感覚的になりがちだが、いろいろな意見を踏襲した上で客観性を高めることでしょうね。

- D委員 借り手側として 20 年間も拘束されるというリスクはあるわけで、中途解約ができるのか、あるいは目的が変わった場合にその後、例えば転貸しができるのか、ということも考えなければいけないのかなとは思う。

税務的には、事象があって、それを後で税務でどうとらえるかという話なので、税務が先行しては本当はいけない。ここで税理士先生が幾つか言ってるし、それから税務署への相談もしているようだけれども、私は税務的にはどうでもいいと思っている。そう言うところちょっと余りにもいいかげんかなと思うけれども。

結果的に無利子で借入金をするのと実際は同じなんです。これは協力金を受けた方は利息を払わないという経済的利益が発生します。経済的利益に課税ができるかという話なんですけれども、結果的に会社がそれを支払い利息で費用化しないから、結果的にその分だけフローがふえていて、税金を払ってくれていることになる。だから、この件については、税務署は文句は絶対言わないんです。

問題はそれを与えたほうなんですけれども、与えた方は与えたなりの理由があって、それはメリットがあるから経済的利益を与えたということになる。そのメリットがなければ、それは課税の対象になるのだけれども、そもそも公社と社協が収益事業をやっているかどうかということにかかってくる。そうすれば、与えた経済的利益は寄附金なり交際費なり何かで加算しなければならない。でも、そういうことがなければ出したほうにも別に税問題は起こらない。

月額 225 万というのは一体どこから出てきたものなのか。今の経済的利益を含んで 100 万と設定されたのか。これは市の経済状況から言えば、今までの経費補助金が 2 分の 1 になるわけだから、反対ということは考えられない。1 つは 100 万を追加して 225 万が出てきた根拠がどこにあったのかということだ。

仮にこの 3 億円を 20 年間返済 240 カ月で借りたとしたら、利息は年利 2 % で計算して約 6,000 万になる。通常、銀行から今お金を借りると 2 % だと多分無理だろうと思うけれども、2.5% にすれば 7,500 万ぐらいの経済的利益が落ちるわけですよ。これをあわせて追加家賃を 100 万としたものかどうか。225 万の根拠は、受取側からも考えないといけない問題ではないだろうかと思う。

それとあと、基金の取崩しについてのことだけれども、公社の方の福祉基金規程は、第 5 条のところの処分で、確かに「公社の事業活動に必要な事務所、施設、設備または備品の整備に充てるときに処分はできる」と書いてある。社協の方の基金規程、第 6 条の処分のところには実は書いてない。第 1 条の設置目的は、そういうことでこの基本的条項のところを書いてあるんでしょうけれども、実際に処分しようとするとならば第 6 条に抵触するのではないかと。

結局、市民社協の方の処分というのは財源が不足したときの、その不足分を埋

める部分、それから緊急に必要なになった場合の事業経費の財源に充てる、という話なので、長期的に建設協力金、前払家賃を出すということが果たしてこの6条で捉えられるかどうか、私は疑問に思う。

- 委員長 最初の経済的メリットについては、以前シミュレーション表をお見せしていただいた。シミュレーションが現在価値のキャッシュフローでゼロになるべくやっているのではないかな。
- 福祉公社常務理事 この建設協力金方式ですと「現在の大信ビルの家賃とそう変わらない水準で買える可能性がある」ということをアドバイスいただいた。その中で八幡町案の所有者が、私どもの希望で3億円は出すけれども足りない部分についてどうするか、ということについて逆算の形で出していただいたというふうに記憶しております。
- 市民社協事務局長 資料04-1のところで、私どもの公認会計士に確認したところ、社協の基金充当に当たりまして、問題ないというご指摘を受けたものです。ただ、基金規程から見ても通常経費に使うのはやはりまずいだろうということで、それはご指摘をいただいたということだと思います。
- D委員 会計士の見解ということですね。
- 委員長 事業の経費というところに引っかかるんですけれどもね。
- B委員 早急に実施することが必要になったというふうに当てはまるんですかね。耐震性とか加味してと。
- A委員 若干解釈が分かれるところかもしれない。
- D委員 緊急性、そうですね。
- B委員 緊急に実施というのは、かなり緩やかに解釈しているという感じがする。
- D委員 この緊急実施の事業の経費と云ったらこういうことは想定してないと思われる。
- 委員長 例えばどういうことが挙げられるか。
- D委員 緊急に何かこういう福祉の事業を初めてやらなければならないことが起こったときに取り崩すとしたら私は読めないのですが。
- 委員長 その辺は事務局の方でも議論があったのか。それは一応ある見識者に話を聞いて、「まあそうか」ということで押し進めてきたということなのか。
- 市民社協事務局長 一応今の話ですと、公認会計士さんという私どもがお願いしている監事が公認会計士ですので、専門家のいう意見ということで確認させていただいて進めたということです。
- D委員 それこそちゃんとした答えがないのかと。
- 委員長 本当にそうですね。
- B委員 解釈は、第1条の設置目的の制度趣旨的のところからも考えなくては行けないので、「市民福祉の向上等のため」というのが一番大前提ですよ。です

から、それを取り崩すためには、この制度趣旨的なものを反映させて解釈していかなければいけないんです。

○市民社協常務理事 今日 検証委員会のご意見、考え方を私どもの公認会計士さんとお話ししまして、状況をもう一回精査していきたいと思っております。

○委員長 こういう意見を真摯に受け止めて、継続協議していただきたい。

○市民社協事務局長 評議員会等でも改正していくという方向では今動いていません。

○D委員 因みに、この公社の規程はどこをどう変えたんですか。

○福祉公社常務理事 第1条の前の前段「財政運営の安定のために有効活用を図るため」を、「安定した財政運営のもとで事業の推進を図るため」と改正しました。あと、処分の第5条第3号について「公社の事業活動に必要な事務所、設備または備品の整備に当たり」と改正し、第4号を追加したところでございます。平成21年の4月1日から施行しました。

○C委員 テーマが現行案の検証ということなのだけでも、透明性なり具体的な客観性を担保するということだと思うが。要望書とか見ますと、迅速的にやるためにはこれが必要なんだという前提があったと思うんですね。

今要望で幾つか出ているのを見ると、例えば市や都の資産に建てたりとか、共同施設を建設すると、これはある程度大規模な施設になる可能性もある。となると、迅速性というのをある程度犠牲にしてもやらなければならないというところまで踏まえて、幅を広げて今回の委員会で検討もしなければいけないのか。その辺の基本方針が変わると提案する内容もかなり変わってくると思う。

○A委員 確かに時間をかけて皆さんが納得するような案を作っていく、これも1つの方向性としては考えられるものと思うが、そういう状況が3年、4年と続いていった場合に、今の状況をどう判断するかも考慮しておく必要があると思う。仮にこの1年の間に大地震があって、今の事務所が崩壊してしまったとする。そこで犠牲者が発生した、機能が発揮できなくなってしまった場合のリスクも。関係者全員がリスクを負いながらもこの話を進めていってもいいんだ、という共通認識があるならば別ですが、私は無理があるように思えます。又責任の所在も問題です。

○委員長 これは現行案の検証ではなくて、現行案を題材にしてそのプロセスの検証である。現行案はまだ検証するに至ってなくて、代替案も比較して、それでやはり横並びにして案を比較するということだと思う。

1つは、現行案を題材にしたときに、「プロセスの中で見えてくる課題というのを検証していきましょう」ということ。もう1つは、Is値0.3という施設に大災害が起こったとき、ここを拠点にしていろいろなサービス、ケアを行うという基地としては、はっきり言って失格なんですね。

かたや議論が半ばというか、「活動拠点としてのあるべき姿というのが議論されないでさっと決まってしまった」というところもあると思います。やはり並行して議論して話し合っていくべきだと思う。陳情書を見ても議論が足りないんじゃないかということで、やはり議論を表面化して、いろいろな方と協議をして決めていかなければいけないと思う。

○C委員 例えば、市や都のスペースに共同利用施設を作るというのはかなりメリットはあるが、迅速性という面では欠点があるということを出すという可能性もある。

○委員長 僕はあるんじゃないかなと思います。

○C委員 その辺を最終的に評価するのは市民の方であり、市の方だということではよろしいのか。

○委員長 どうでしょう、それを議論していただく場を持っていただいたほうがいいのかなと。大きなビジョンを踏まえて、あるべきところにあるべき姿で施設を作っていくというのもそのとおりだと思うけれども。そういうことも考えつつ迅速に議論を進める、またはそういう場を設けて頂きたいと思う。

それがどの場所なのか、評議員さんと我々と、あと市民の方も参加していただいて整理したものを議論していただく機会もやはり必要かと思う。

○D委員 結局そういう議論の中で、「危ないから多少不便でもそっちに行こうよ」「もうちょっと何とかかなりそうだから近くで探しましょうよ」という意見が出るかもしれない。それはその議論に沿って物件を選定するべきもの。

○委員長 利便性といった場合、駅前というのは分かり易いが、本当かなと思う。交通機関は集中しているけれども、土日の五日市街道、井の頭通りは、車が動かない。あと環境を考えると、オフィスビルに囲まれた所が本当に環境がいいかという、それも疑問が残る。中心地とか分かりやすい所というのも違うかな。そういう環境も視野に入れて評価したほうがいい。

○D委員 だれにとって利便性がいいのかという話で、一概に不便不便というのも誤りかなとは思っている。

○委員長 誰のための施設なんだということをもう一回冷静に考えていきたい。相談窓口的なものは点在すべきだなと思っている。ただ、事務局を分散するとこれは効率悪くなる。その事務局と窓口というのが果たして離れていていいかどうかという議論も必要と思う。ITというのがかなりの進歩で進んでいるので、うまく使えないかという議論もすべきだと思う。

○A委員 皆さんの認識、理解の共有化をまず前提にして、その中でこれぐらいだったらいいのかなというものを築き上げていく。それを1つの今回の事務所移転のコンセプトにするという作業がどうしても必要じゃないかと思う。市民にとって安全性、利便性、経済性、満足感をコンセプトにしなから、現行案が妥当なの

かどうかを検証すると同時に、代替案と比較して、より良いのはどちらなんだ、という見方も必要と思っている。

- 委員長 ぜひ次にまとめていただきたいものが、3つあります。まず1つ目は、もう少しあるべき姿というのを議論したいということ。2つ目はそれも建設協力金だけではなく、ほかの手法がないのか。3つ目は、これらの候補地をちょっといろいろな観点から評価していただきたい。

この3つを、次回この会議で一回皆さんで意見交換をして、修正するところをして、早い段階で評議員さんとか理事の方、あとは市民の方を交えて、それを一回中間報告みたいな形でまとめて意見交換をしたほうがいいかなと思う。ちょっと資料がバラバラいろいろあるので、一回整理して、見やすい形に整理していただいて、次回はそういう形にしたいなと思うけれども、いかがでしょうか。

- 福祉公社常務理事 承知いたしました。
- C委員 具体的になんですけれども、幾つかパターン分けして検討する必要があると思う。まず既存の建物で民間から賃貸契約で借りをするパターン。今入っているところの坪当たり単価と比べて安いか高いか。次に、市や都、既存の建物の中の空きスペースを使わせてもらう。3番目は、市有地を有効に活用できると。複合施設等々によって活用することが十分可能であるという選択。これは、迅速性をある程度押してまでやる価値があるか、というところをどう判断するかが課せられた課題かなど。4番目については、民間の土地に迅速に上ものをさっと建ててそこに入ると。

- 委員長 候補地もとりあえず一回止めてもらって、比較をしていろいろな方の意見を聞きたい。

- 市民社協常務理事 ちょっと事務的なところで申しわけございません。次回は7月15日を予定しております。予定ですとこの後、理事会、評議員会等々いろいろ意見交換をする場になっておりますが、ご提案がありました資料をまとめて、第3回以降にそのような場を設けさせていただくかと思っております。

したがいまして、もう一度この日程調整等々させていただきながら、理事会、評議員会、関係する市民の皆さんと意見交換できればと思っております。

- 委員長 では、7月15日、次の会に今日を踏まえたものを整理していただいて、ここで確認をして、7月の下旬に理事会なり評議員会で一回検証するというところでよろしいですね。

- D委員 今の理事会、評議員会、予定だといつぐらいになって、意見がとりまとめられるというのはいつぐらいになるんのか。5月31日に評議員会が開かれた資料を今いただいたが、これを今読んでないんですね。

- 委員長 確かに。私は急いで読んだんですが、そうですね。もう少し迅速にタイムリーにいろいろなものが出てきてほしいところはありますけれども。

○D委員 本当に極端な話、今日のお昼にファックスもらったっていいんですよ。そうすれば見る時間はあるんです。だから、何かしら方策を考えていただけないでしょうか。

○福祉公社常務理事 はい。次の理事・評議員との意見交換についてはもう一回、第3回の後、7月15日の後に設定をしたいというふうに考えております。でないと、この段階で第3回の前に意見交換ということはちょっとまだ難しいと思います。

○委員長 よろしいでしょうか。それはよろしく申し上げます。それと、今日傍聴者の方いらっしゃいますが、今までの経緯も含めて屈託ないご意見等ございましたら、どうぞ。

○傍聴者A 実は、理事会と評議員会に地域社協の代表者があまり入っていない。理事会には一人も入っていないし、評議員会には半分ずつ入っている。評議員会には代表者連絡会の会長も入っていない。前半と後半と私たち何が起こっているのか、それから市議会でどういうことがお話しされているのか、全く把握できていないので、どういうことが流れているのか見えにくいということがある。

それから、武蔵野市民社会福祉協議会、市民を冠しているこの団体において、引越しをするという大事なときに市民の意見を全くお聞きいただかないで話を進められたということは非常に残念だというふうに思っている。時間がかかってもじっくりやったほうがいい、あるいは少しお金がかかってもじっくりやったほうがいいということが当然出てくるんだと思う。その辺のところ、一番最初お互いにそれが分からず話が進んでしまったというのが、あれよれよという間に話が進んでしまってびっくりしたというのが1つある。

それから、市民社協と福祉公社の皆さんに不信感を非常に抱いてしまったんですね。例えば情報が開示されていないということもあるし、説明会に関しても、ヒアリングをする気がないのではないかと、広報に関しても、あまり皆に意見を言って欲しくないのではないかと、というふうなとられ方をしてしまい、非常にそこが残念だ。

その不信感を払拭するには、これ6カ月延長戦になりましてまた検討していただくのだが、ぐるりと回ってまた八幡町に戻るというのは非常に今後市民の協力に関してダメージを与えるものではないかというふうに思っている。やはりそこに着地するべく話を進めていたのだから、そういうものは当然そういうふうになるのかもしれないけれども。

地域社協の現状というのは非常に厳しくて、もしかしたら地域社協が来年存続できないかもしれないというそういう切羽詰った状況の中で、やはりビジョンをきちんと示して、皆さんが納得できるやり方で応援団を増やしていかないと、これはもうこれで市民社協の未来はもう暗くなるのではないかというふうに思っ

ている。ですから、やはり八幡町案は一回白紙撤回していただいて、ゼロベースで始めていただくということが肝要なのではないかと思う。

それから、最終的に終わりよければ全て良しという形でおさまってほしいと思っている。融合なので、一緒にこれからもやっていきたいので、そのためのご配慮をぜひお願いしたいと思う。

○傍聴者B それぞれの場所を検証していただきたいということを書いているので、ぜひその検証をお願いしたいということ。

それから、やはり迅速性も大事だけれども、やはりじっくり考えて、そしていいところに決めないと、迅速性だけとってあとが失敗だったということにならないように、不安なところがあるとすれば、一時的にどこかに書類などを移して、その後ゆっくり考えるという手もあると思う。利便性とか経済性とかということではなく、本当に市民にとって何が一番よいのか、利用者にとって何が一番よいのかという立場で考えていけるような手法をお願いしたいと思う。

○傍聴者C それぞれのお立場で今日は両方のお立場に立ってよく考えてくださっているなということを感じたので、感謝したいと思う。

委員の方々が市民の気持ちを本当に考えて対応してくださるのかどうか、すごく心配だったが、今日伺ってほっとした感じがある。でも、やはり私が感じるのはいざとなったとき、その活動に対する行政の支援とか、地域にもっと血の通ったことをして欲しいと思う。要するに私たちは武蔵野市を愛していて、これからもずっと福祉の中に関わっていききたいなど、私たちが地域を愛しているのと同じように社協も愛している。

これからもここにいらっしゃる方々も本当に地域の中でボランティアとして、これからも本当に一人一人に向かってあったかい気持ちでいきたいというふうに思っている。皆さんそうなので、どうかそれをくんでやっていただきたいなというふうに思う。

これからの少子高齢の社会を考えたときは、一人一人が自分が地域のために何ができるかという地域力を心底考えて生きていくことが、これからの生き方の一面ではないかなというふうに考えている次第です。

○委員長 私は少し前に「新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会」の市民代表をやっていて、実は、その委員会は施設を考えることだったのですが、いつの間にか一人一人がごみの問題を考えるようになったんですね。やはりこの会も実はこの施設の問題を契機に将来のあり方とか福祉とかそういうことを活発にコミュニケーションする機会になればいいなと考えています。あと、今回もうちよっと若い方とかすそ野を広げて、いろいろなコミュニケーションのきっかけになればと思っています。

○傍聴者D 今回こういう市民の声があったことで、職員の方も含めてモチベーシ

ョンが下がってしまっているというのも正直事実だと思う。アンケートという形で職員の方の声はここには資料としてありますけれども、もうちょっと「舞台の真ん中に現場の声を置く」という仕掛けをどこかで置いていただいて、一緒に本当にみんなでやっていくんだ、市民も含めて、トライアングルをちゃんと作っていくんだ、みたいなことのこれが契機になるようなちょっと策を立てないことには、今市民の意見と行政の意見と、そして現場職員の意見というのはぶつかっているようになってしまっているという弱点の面もあると思うので、その軌道修正の役割を担っていただければと希望します。

○D委員 結局そういう話し合いがきちんとできる会、そういうものがあれば、こういう検証委員会はいらないんですよ。だから、そういう機会をつくっていただきたいということですね。それから、この検証委員会は八幡町を肯定するためのものではなくて、全くゼロの状態、これを壊してもいいということを最初から確認していますから、堂々巡りして最後にまた八幡町に戻るということを結論づけることではないということだけは理解してください。

○C委員 キーワードでおっしゃったんですけれども、我々の多分基本的な考えとしてはゼロベースということで検討し、その中でこの委員会がより実効性の高いものになるためには、やはりその1つ1つの案件を具体的にいかに検証できるかというところにあるかなという気はしております。

○A委員 こういうお話というのは皆さんが同じ方向性を向いた形で進めていかないと決して良くはならないと思う。行政、両法人、市民団体の方、一般市民の方々、みんな武蔵野の福祉を良くしようという気持ちは皆さん一緒だと思う。その方法論をどうするかという話になっているわけなんです。ある程度ラフな形でも方向性をつけて、その上でこのお話に入っていければ、それが一番いい形になっていくと思う。ぜひ入口部分のところでもう少し、時間の限りはあるのかもしれませんが、丁寧にやっていく必要があるのかなというふうに考えています。

○B委員 本当に大事なところは、地域における福祉、皆さんがともに助け合って、その中で本当に地域ネットワーク、行政、それから一番の本当に基幹的な社協さん、公社さんというところと、それから住民、皆さんが一体となって今後協力していかなければいけない、本当に切実な問題です。ですから、そういった視点で将来を見ずえて検証していかなければいけないなというふうに思っております。

○委員長 キーワードはコミュニケーションだと思います。いろいろなコミュニケーションをもう一回見直して構築すると。今回も陳情にありましたけれども、「市民社協と地域社協の十分な情報交換や意見交換が行われる状況でない」とか、そういう意見もありますので、もう一度どうやったらコミュニケーションを潤滑にできるかということと、もう少しボランティアとか福祉ということに対して全社

的にもう少し議論の場を広げているようなきっかけになればいいなと強く思いました。

(以上)